

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和5年2月21日 午後 1時26分 開 議

出席委員

委員長 久松公生
副委員長 設楽健夫
委員 櫻井繁行
委員 小倉博一
委員 服部栄一

欠席委員

なし

委員外議員

なし

出席説明者

教育長 井坂庄衛
市民部長 大久保昌明
保健福祉部長 幕内浩之
教育部長 坂本重男
環境保全課長 齋藤明
社会福祉課長 金子俊文
健康づくり増進課長 田中英昭
学校教育課長 仲澤勤
指導室長 奥沢哲也
生涯学習課長 齊藤健

出席書記名

議会事務局 柏崎博子

議 事 日 程

令和5年2月21日（火曜日）午後 1時26分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 下稲吉中学校区学校給食施設整備及び市内中学校・義務教育学校屋内運動場空調機整備について
- (2) 市内小中義務教育学校の2学期制の導入について
- (3) 旧志士庫地区第1公民館の取り扱いについて
- (4) かすみがうら市環境基本計画の策定について
- (5) かすみがうら市地域福祉計画（第4期）（案）
- (6) 出産・子育て応援給付金について
- (7) その他

3. 閉 会

開 議 午後 1時26分

○久松公生委員長

皆さん、こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

本日、教育長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

○教育長（井坂庄衛君）

皆さん、こんにちは。

本日は何かとお忙しい中、文教厚生委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関する取り扱いも見直しが行われてまいりまして、児童生徒の学校生活も徐々にコロナ前の生活に戻りつつあるかと、このように感じているところでございます。

さて、本日は、下稲吉中学校区給食施設整備及び市内中学校・義務教育学校屋内運動場空調機整備について、市内小中義務教育学校の2学期制の導入について、旧志士庫地区第1公民館の取り扱いについて、かすみがうら市環境基本計画の策定について、かすみがうら市地域福祉計画（第4期）（案）、そして、出産・子育て応援給付金についての以上6件について、ご審議をいただくことをお願いしております。

委員の皆様には、今後の本市の行政遂行へのご助言も含めまして、ご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○久松公生委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。

議会事務局、柏崎係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。旧志士庫地区第1公民館の取り扱いについてにつきましては、開催通知において、上がっておりませんでした。そちらを、本日の日程(2)の事件終結後に追加し、報告を受けたいと思いますので、ご承知おき願います。

併せて、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

当委員会におきましては、時間短縮を図り、委員会を進めてまいりたいと思いますので、説明・質問に対しては、要点を整理し、発言していただくよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、(1)下稲吉中学校区学校給食施設整備及び市内中学校・義務教育学校屋内運動場空調機整備についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○教育部長(坂本重男君)

教育委員会の坂本でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、下稲吉中学校区学校給食施設整備及び市内中学校・義務教育学校屋内運動場空調機整備につきまして、ご説明をさせていただくものでございます。

下稲吉中学校区学校給食施設につきましては、これまで給食センター方式により整備を進めることとしまして、現在、下稲吉中学校区学校給食センター基本実施設計業務委託を実施しておりますが、その委託の中で、改めて給食センター方式と自校方式の比較検討を行いました結果、自校方式へ整備方針を変更させていただくよう考えておるところでございます。

また、市内中学校及び義務教育学校屋内運動場空調機整備につきましては、先般の令和4年12月21日、文教厚生委員会で既にご説明をさせていただいておりますが、スケジュール等改めて説明をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長から説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○学校教育課長(仲澤 勤君)

それでは、下稲吉中学校区学校給食施設の整備及び市内中学校・義務教育学校屋内運動場空調機整備についてご説明をいたします。

初めに、下稲吉中学校区の学校給食施設の整備についてでございます。

ただいま教育部長からもありましたとおり、現在、進めています。下稲吉中学校区学校給食センター基本実施設計業務委託の中で、改めまして給食のセンター方式、共同調理方式及び単独校調理場方式、自校方式についての比較検討を、ランニングコストを含めて実施したものでございます。

結果につきましては、資料に記載のとおりでございます。

2番でございます。比較検討の結果、まずイニシャルコストということで工事費でございます。整備費に合わせまして、工事の管理費を含めた総額となっております。給食センター方式ですが、2,000食の計画数量に対しまして、1,700平米の施設規模で、概算工事費が20億3000万円でございます。また、自校方式、下稲吉小学校700食、下稲吉東小学校600食、下稲吉中学校700食で試算したものが合計17億2000万円という結果となりました。その差が3億1000万円でございます。

また、資料の2ページでございますが、年間のランニングコスト、運営費となります。共同調理方式が1億1600万円、単独自校方式が7800万円ということで、その差、3800万円の差が年間出るというような結果でございます。この結果を受けまして、現在共同調理ということで進めていたものを自校方式に変える方針とした内容となっております。

また、この財源につきましては、国庫補助金の対象となり、建築基準額3分の1が補助を受けることができるものでございます。

また、整備スケジュールにつきましては、従前ご説明してまいりました令和4年、5年に実施設計を行い、令和6年、7年で整備して給食センターをつくるというご説明をしてまいったわけですが、実際の工事のスケジュールを勘案した結果、若干センターであっても令和7年度末には完成をしないような結果となっています。

実際、整備はその下の各学校ごとに整備をしていくわけですが、令和5年度におきましては、下稲吉小学校の実施設計を行い、その後、令和6年から7年にかけて整備を行うということにしています。これにつきましては、下稲吉小学校は、この3校の中で唯一、現在の位置でない場所に建て替えができるというようなことがございます。それというのは、それを整備することによりまして、現在の下稲吉小で使っている施設と新たなもの2つを同時に稼働させることにより、それ以降に整備します下稲吉中学校及び下稲吉東小学校での学校給食の工事の時に、そこから給食を提供できる体制を取るためでございます。以降は、下稲吉中学校を令和6年に実施設計、令和7年から8年にかけて実際の工事、東小学校は令和7年に実施設計を行い、8年から10年の夏休み前までをめどとして整備を進める計画でございます。

給食施設のほうは、説明は以上です。

続けてよろしいですか。

○久松公生委員長

お願いします。

○櫻井繁行委員

すみません、委員長、暫時休憩をお願いします。

○久松公生委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時35分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時36分]

今、給食施設整備等の説明がございました。

ここで、義務教育学校屋内運動場空調整備と分けて進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ただいま下稲吉中学校学校給食設備に対する説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

○櫻井繁行委員

当初の計画の給食センター一体型、集中的にということと、イニシャルコスト、ランニングコスト考えて自校方式のほうが良いということで、かじ取りを大きく変えたというのが説明の中で分かったんですけども、何か一般的な考えからすると、ランニングコスト、運営費というのは、共同一体型でやったほうが安くなるようなイメージが、今、光熱費なども上がっている状況なので、1か所よりも3か所でやったほうがランニングコストが安くなるという見立てでしようけれども、何かエビデンスみたいなものがあれば教えていただけますか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、タブレットの資料でその比較検討資料の欄がございます。

表の一番下のところ、年間ランニングコストというところでございますが、実際ここで黄色く枠取りしてあるところ、7756万円が単独校、センター方式が1億1534万5000円という形となっております。ここにつきまして、一番大きな部分では人件費の部分なんです、自校方式ですと、学校で調理した方がそのまま配送せず配膳をできるということで、余計な人員がなく、センターにした場合は配送員が増える。さらに、学校で受け取って、その配膳する者が増えるということがございます。そこが人数の差で、このランニングコストの差となっているものです。

○櫻井繁行委員

分かりました。

これは招集告示日、2月24日に、また全員協議会の報告もあるでしょうから、この合算の内訳ですよ。7800万円、1億1600万円の、この内訳を出しておいていただけますか。それはありますか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

整理して報告させていただきます。

○櫻井繁行委員

では、あればすみません、このランニングコストと、もう一個聞こうと思っていたのは、工事費についても概算で内訳の説明があれば少し分かりやすいと思ったので、もしあれば補足でいただけますか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

失礼しました。

付属の資料をつけてございますので、その内容について説明をさせていただきます。

まず、インシヤルコストのほうで整備費用でございますが、基本的に単独校方式の試算根拠としたものが、直近で整備した千代田義務教育学校、こちらの工事費を参考にいたしまして、その食数を千代田よりも若干多いので、そこを勘案して単価等を導いたということで、平米単価で自校方式が73万円でございます。センター方式が直近、県内で整備した常陸大宮市の給食センター、ここが2,500食で整備したセンターでございます。これを参考に2,000食で整理検討した結果が、平米当たり86万円ということでございます。それに厨房機器関係の費用が、自校方式ですと600食の場合が6700万円余りで、700食が8100万円余り、2,000食の場合が3億3000万円と随分跳ね上がるわけなんです、実際に同じ機器の数を増やすという形ではなくて、実際には一つ一つ機器の質が上がるというか、性能が上がるというか、同じ時間でたくさん量をつくるので、よりレベルの性能の高い高額な厨房機器を入れるような試算となっております。こういったことを勘案しますと、インシヤルコストで約3億円の差が出てくるという試算が出ています。

また、ランニングコストに関しましては、先ほども言いましたが、人数の関係がございます。こちらでも現在の各校で調理しているわけなんです、今度は米飯の炊飯をします、その人数分を足して積算しています。1校当たり8名の人数で、3校で24人で計算して、現在の委託費用の1人当たりにつけて算出したものがこの1972万円ということで、調理委託の1校当たりの金額となり、これが3校ありますので、5916万円という額が一番大きな人件費の部分となります。

また、センター方式での試算は、先ほども申しましたが、常陸大宮市での実績での、2,500と2,000の食数差の部分を勘案いたしまして算出したのが33名ということで、25人の調理員と配送員が2名で、各学校に割り振られて配膳する方各校2名を勘案いたしますと33名という試算をしています。これが8100万円余りという額となっております。ここだけで2000万円以上の差が出ています。

大まかな説明は今のよう形になります。よろしくお願いたします。

○櫻井繁行委員

はい、分かりました。

今のを最初に説明していただければ分かりやすいと思いますし、なおさらそういう根幹のところも出てきますから、この給食施設と空調設備を分けて上げてもらったほうが、こちらも初めて見るほうですから、混乱せずいいかなと思います。

見立てのほう分かりました。その辺、全員協議会のほうでも簡潔に分かりやすく、数字のところでしょうからしっかり説明していただきたいと思いますし、この2ページになるでしょうか、各方式の主なメリット、これはもともと当初の資料だったからかもしれないですが、結局この給食センター方式というのは、一般的な考え方だと、建設費とかが抑えられるとか、ランニングコストを抑えられるというのがあったという気がしていたんだけど、様々な事情で自校式のほうが安くなるというところがあるのでしょうか、そうすると、この各方式の主なメリットの「集約施設数が増えることにより建設費や設備費、食材費等が削減できる」というところが、何か矛盾してくるところがあるのかなという気もするんですけども、これはどのようなお考えがございいますか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それについても、比較検討資料ということで、添付の資料2枚目でございますが、メリットについては青い文字、デメリットについて赤文字で書いてあるのですが、簡単に言いますと、櫻井委員が言われたとおり、通常であれば小さなものを一つにまとめたほうがメリットが出るんですが、今回の計画ですと3校しかまとめないということで、そのスケールメリットが活かせなかったというのが正しい考え方だと思います。これを市内、例えば、一本で全校を一つの給食センターでやれば、違うスケールメリットというのが必ず出てきていたはずで、そういったことがあるものと考えてございます。

○櫻井繁行委員

この辺にしておきますけれども、であれば、当初の見立ても甘かったなという考え方にもなってきたところがあるので、このA4の紙で出してくれている1ページ、2ページ目のほうの(2)のランニングコストがあって、各方式の主なメリットとあるじゃないですか。やはり、この辺の主なメリットも少し見直して、文言訂正してもいいと思うんですよね。そういう見立てもあったけれども、その後の、今、課長が言った赤い文字、青い文字のところはしっかり調査研究した結果でしょうから、そのまま残してもらっても、当初のこの集約施設等増えることにより建設費やその辺も少し削除できるというの、何となくそのメリット感がない。だって、あくまでも3つしかないわけですから。そうすると、この辺のメリットとうたって進めてきたこと自体が基本的に間違った方向性になっていたのかなという気になってくるので、この辺の文言の精査もしていただいてもいいのかなというふうに思いましたので、その辺は、よく担当部局で調整いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

委員さんのご指摘のとおり、ちょっと修正を考えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○櫻井繁行委員

基本的には、下稲吉小学校の保護者や生徒たち、下稲吉中学校の保護者、生徒、あと下稲吉東小の生徒、保護者に対しても、1個に集約するという方向性があったと思うので、これは自校式に変えて、それはもちろん、いいところ悪いところ、どっちにしてもメリット・デメリットはあるというふうに理解しているんですけども、やはり、基本的には工期が遅れて、少し1年から2年遅れることになると思うんですよね。そういったところもしっかり丁寧に説明をして、財源的な問題なので、できませんと言

えばそれまでかもしれないけれども、そういったところをしっかりと伝えてあげながら、子どもたちに寄り添った説明をして、学校教育も給食のほうも進めていただきたいと思いますので、それをお願いしておきます。お願いします。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

はい、委員さんのおっしゃるとおり、保護者等の説明を丁寧に進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○櫻井繁行委員

お願いします。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

[発言する者なし]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

次に、義務教育学校屋内運動場空調機整備についてを議題といたします。

説明を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、引き続き、市内中学校及び義務教育学校の屋内運動場の空調機整備についてご説明いたします。

こちらにつきましては、昨年の12月の文教厚生会で説明をさせていただいて、進めるということをご説明したわけなんですけど、その日程等に変化がありましたので、それを説明させていただきます。

今回初めての方もいらっしゃるので、初めからご説明いたします。

こちらにつきましては、令和4年6月に国及び県から屋内運動場の空調設備について、避難所としての環境整備の促進、また茨城県内での学校施設への導入が非常に低いというような状況から、整備の促進というものを通知されたところでございます。これにつきましては、国の防災・減災、国土強靱化のための5年間の加速化対策、こちらが令和3年から7年間の促進期間ということで、この間手厚い補助等を受けて整備ができるということが前提にございます。また、その整備促進通知を受けたことによりまして、庁内で協議をした結果、進めていくという方針が決定されたということでございます。

その整備計画につきまして、夏季の部活動等の活動状況、体育館の利用状況を勘案した場合、やはり全てにできないので、まずは中学校から進めるという方向に至ったものでございます。また小学校につきましては、近隣自治体の整備状況や中学校での整備した結果を受けまして、今後検討してまいりたいと考えてございます。

まず初めに、下稲吉中学校でございますが、現在、令和5年12月完成を目標にし、新たな屋内運動場の整備を今進めているところでございます。この整備の中で空調機を同時に施工していきたいと考えてございます。

この表にございますが、断熱材、配管工事というのは下稲吉中には含まれてございません。これというのは、下稲吉中学校、鉄筋コンクリート造りで整備するということで、基本的に霞ヶ浦とか千代田のように鉄骨造のものとは違いますので、断熱材の不要ということ並びに現在の工事の中で既に将来を見越して配管工事の部分は工事の中に組み込んでございました。そういった関係で、空調機のみを購入することによって設置が可能であるということで、概算工事費も2500万円とかなり抑えられた内容となっております。また、霞ヶ浦中学校におきましては、断熱材、配管工事を含めまして5500万円、千代田

義務教育学校に関しましては、同工事で6500万円という金額が試算されてございます。

財源につきましては、先ほどの5年間の加速対策ということで補助のほうが増しでいただけ、霞ヶ浦中、千代田義務教育学校に関しましては、まず学校整備の部分で補助が3分の1が入ります。それに残りの3分の2の100%が起債対象となりまして、そのうち50%を交付税でいただけるというような、かなり有利な内容となっております。また、下稲吉中学校につきましては、もう補助申請のほうが進んでございますので、それができない関係ですが、地方債に関しまして100%起債充当で、そのうち70%が交付税で算入されるというような内容が令和7年までの整備について該当するというので、これを受けて進めることとしたものでございます。

次のページ、4ページになりますが、整備のスケジュールにつきましては、先ほど申しましたが、下稲吉中学校は現在の工事の中で整備を進め、令和5年中の完成、また千代田義務、霞ヶ浦中に関しましては、令和5年に実施設計を行いまして、令和6年に千代田義務、令和7年に霞ヶ浦中学校ということを進めてまいります。千代田義務教育学校が先になるわけなんですけど、ここにつきましては体育館の非構造部材の修繕工事というのを令和6年に見込んでいたので、その工事に合わせまして、足場などを組んで工事する関係もありますので、それに合わせてこの工事を進め、体育館の使えない期間を極力減らして進めていきたいと考えてございます。

空調関係については以上でございます。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○久松公生委員長

それでは、ご質問ないようですので、本件を終結いたします。

次に、(2)市内小中義務教育学校の2学期制の導入についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○教育部長(坂本重男君)

市内小中義務教育学校の2学期制の導入につきまして、学校教育課長から説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○学校教育課長(仲澤 勤君)

それでは、市内小中義務教育学校の2学期制の導入についてご説明いたします。

2学期制の導入につきましては、昨年11月9日の文教厚生委員会で説明をさせていただいた経過、続きの内容となっております。

その中で、1月に保護者アンケートを実施して、保護者の意見等を聴取、集約するというようなご説明をしたかと思えます。そういった結果が出ておりますので、その辺もこの後ご説明をさせていただきます。

まず、全体の流れといたしまして、この2学期制の導入でございますが、この県南地区でございますが、14市町村のうち、現在9市町村が導入済みで、3学期制となっているものが本年度では5つの自治体となっております。このうち、石岡市、利根町で本市を含めた3市町が次年度、令和5年度から導入に向けて進めているところでございます。土浦市においては令和6年度からの導入ということで伺ってございます。また、河内町については変更しないという状況と現在は伺ってございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

メリット・デメリットといたしましては、メリットといたしまして、2学期制導入に伴いまして学校行事が効率化し、通知表が当然年3回だったものが2回になるというようなことで、教員側と児童生徒側と時間的な余裕が生まれるというようなもの、また始業式、終業式が当然減るわけで、その分の授業数が確保できるということ、並びに一つの学期が長いので、長いスパンでの授業に取り組めるというようなメリットがございます。また、デメリットといたしましては、学期の途中に夏休みと冬休みが入っているということで、生活のリズムが崩れるのではないかとといったものが懸念されています。また、3学期制の場合でございますが、その反対というか、裏返しな状況のメリット・デメリットというのがあるかとは思われます。

先ほど言いました、1月に行われたアンケートの状況でございます。対象者が児童生徒の保護者、約2,100名に対して実施をして、うち回答が790名でございます。回答率が37.6%です。その結果ですが、導入に期待することということで一番多かったのが、上の表の4番のところが「教員にも時間的ゆとりが持て、児童生徒と向き合う時間が増える」と、これが最も多く。その次が、学校行事の効率化、通知表の回数が減ることによって児童生徒、教師、共に時間的な余裕が増えるということで、その辺の時間的な部分が改善されるというような期待を持っている結果となっております。また、逆に不安を感じる部分としましては、下の表でございますが、一番多かったのが、2番のところの「通知表やテストの回数が減ることによって学習の状況がわかりにくくなるのではないかと」ということで、そういった懸念がされてございます。その懸念に関しましては、この後、表の裏にございますので説明します。

その前に、表に基づいて説明しますが、各学校の年間スケジュール、夏季休業、冬季休業等、夏休み、冬休みはどうなりますかというような内容の質問がございました。現在考えてございますのが、前期が4月1日から10月の第2週の月曜日、スポーツの日までを前期、翌火曜日から令和6年3月31日までを後期という形で整理しています。これで、実際に2学期制になっても、現在のところ夏休み、冬休みの取扱いについては変更はないというような状況でございます。

続いて、裏面をお願いします。

今言った、なぜ10月なのかというようなご質問ですが、ちょうど教育課程の編成上、授業時間の割り振りが大体均等にできるというのがこの時期ということで、そこを採用しているものでございます。

その下が、2学期制を導入することで、児童生徒の学び、授業はどのようになりますかということで、各学校での主体的な学びということで、今までの教える、生徒が教わるから、自ら学ぶということで、主体的に深い学びの実現がしやすくなるとし、長い期間で対応することにより実現できるというような内容です。

また、期末テスト、中間テストというのが、当然、中学校あたりだと気になるわけですが、現在のところ、3学期だと当然6回になるんですが、これが4回に減ってくるということでございます。それに合わせまして、その下の減ることによって学力が心配だということで、それに対応するために、中間テスト、期末テストは当然やるわけなんですけれども、単元ごとのテストということで、カリキュラムごとに単元ごとにテストを実施しまして、その単元の中でのつまずき等をいち早く発見することで、個人の学習とかを推進するというようなことでございます。

また、あと通知表が減るという懸念が先程もあったわけなんですけど、それにつきましては、当然減ったことで、先生の考え方が伝わらないのではないかとという懸念なんですけど、夏休み前の個人の面談や冬休み前の個別面談（希望制）、こういったものを導入したり、また進学が心配されます9年生、今までの中学3年生でございますが、進路指導なども積極的に進めていくことで、意見交換を保護者と取りな

がら、よりよい方向に進めていければと考えてございます。

説明は以上でございます。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件について、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

3学期制が導入された歴史的な背景もあるんでしょうけれども、今ここに来て2学期制にという形で、教員の負担軽減とかいうことがちょっと目立つような気もするんですけども、その辺をちょっと説明できればお願いします。

○指導室長（奥沢哲也君）

それでは、3学期制の歴史的経緯ということから言うと、もともと学校が始まった当初、スタートは秋から始まっていたというふうに言われております。それが徐々に4月に移行していったわけです。その背景には徴兵制度との関係で、優秀な学生がそこで取られてしまうということから4月に移っていき、そして3学期制に移っていったというふうな歴史的背景があるというふうに聞いております。

現在、3学期制については、特にこの3学期ですね。学期が短い中での評価であるとか、ここで子どもの学びがどれだけ進んだかというのを見るのは、やはり難しいものがあるというのは以前から指摘をされております。2学期制の中で、さらに先ほども課長から説明がありましたように、現在の主体的・対話的な学びを進めていく、問題解決学習を進めていく中で、子どもたちの学びをゆとりを持って見ていくというような流れで、現在2学期制のほうを広い範囲で今導入がされているというように認識しております。

以上でございます。

○設楽健夫副委員長

3学期制の、この1ページのところで、河内町ですか、変更しないというようなところが出ていますけれども、この理由はどういうふうに聞いていますか。

○指導室長（奥沢哲也君）

河内町は、今、義務教育学校1校だけ、町内で学校が1つという状況で3学期制を取っておりますけれども、通知表などは2回でやっていくというふうに聞いております。そのため、あえて変えずに進めるというふうに聞いております。

○櫻井繁行委員

昨年から報告、2学期制を受けている中ですがけれども、基本的には文部科学省のお達しというか、世の中の流れが多様化とか、いろいろ求められる時代の中、子どもたちの主体的な、能動的な学びであったりとか、キャリア教育なんかも今進めているのも、かすみがうら市、そういうところでしょうけれども、そういった時代の流れで、全体的に国の方向性として2学期制を導入して、子どもたちの学びを進めていこうというような認識をしておけばよろしいのでしょうか。いかがですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

櫻井委員が今言われたとおり、自ら学ぶというようなものが求められているような時代でございますので、そういったものに進めやすいということで、長いスパンでの教育というものをやりやすいというような環境づくりの一つとも取れると思います。

○久松公生委員長

ほかに、ご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

ここで、説明員の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 2時09分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時10分]

次に、(3)旧志士庫地区第1公民館の取り扱いについてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○教育部長(坂本重男君)

旧志士庫地区第1公民館の取り扱いにつきまして、本年度当初予算では解体費用を計上しておりましたが、地元の開業医から申し出がありまして、払下げの手続を行いました。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○生涯学習課長(齊藤 健君)

資料を朗読させていただきます。

旧志士庫第1公民館の取り扱いについて(報告)。

旧志士庫地区第1公民館については、令和2年6月に、かすみがうらウエルネスプラザ(旧宍倉小)に機能を移転し普通財産となり、令和4年度当初予算で設計や解体工事費を計上し、土地・建物について民間等への貸付けや売却等を検討しました。

令和4年4月に、公共施設等マネジメント推進室を通じて、地元開業医から同公民館の購入を考えていると申し出があり、庁内で協議した結果、公益性の高い事業であると判断し、払下げ等の手続を行いましたので、下記のとおりご報告いたします。

経緯としましては、令和4年4月、地元開業医からの申し出、8月、不動産鑑定、11月と今年の1月に、公有財産等価格評価委員会で売買価格は646万円に設定し、その後、1月公有財産等払下げ申請、今年の2月1日に売買契約、2月2日にお金が入っております。所有権移転が2月10日に完了いたしました。

なお、かすみがうら市普通財産売払事務取扱要綱の「公用・公共用又は公益事業用に供するため必要とする土地を国、公共団体又は事業者に売り払う場合は、随意契約により売り払うことができる」となっていることから、随意契約で対応しております。

2の土地・建物の概要としては、宍倉3622番地の4にあります。土地は3,009.21平米、防災無線が中にございますので、分筆して市の所有となっております。建物は、本館が498.47平米、物置9.93平米となっている内容です。

なお、先ほど部長が申し上げましたとおり、この工事費について、3135万5000円がございますので、これは減額補正として議会のほうに計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件について、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

払下げということで、解体するというよりは、非常にいい結果のような気がしています。お疲れさまです。

開業医の方が買われたということですが、今後の使い道なども、もし差し支えなければ教えていただけますでしょうか。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

使い道は、医院を開業するわけでごさいます、なお、建物の中を一部改修して使用するというごさいます。ただ、いつから実施しますということについては、はっきりと言っていませんが、なるべく早く開業をしたいということでお話は聞いてごさいます。よろしくお願ひします。

○櫻井繁行委員

地域医療計画のほうの関係からしても、診療所ないし病院ができるということは、かすみがうら市にとってもメリットしかないと思ひますので、これからもぜひこういった公民館等の払下げに関しては積極的に取り組んでいただひて、頑張っていただきたいと思ひます。

あともう一点、今回、齊藤課長のほうでご報告いただひたんですが、公共施設等マネジメント推進室との連携というか、そういったことというのはどういうふうになっているのでしょうか。何となくやはり、基本的には公共施設等マネジメント推進室を通してとか、その計画、考ひているのかなというふうな気がしていただひたんですが、担当部局、所管の問題なんでしょうけれども、そういったところ、公共施設等マネジメント推進室との関わり合ひなんていうのはどのようになっているのか、お伺ひしてもよろしいですか。

○教育部長（坂本重男君）

公共施設等マネジメント推進室の所管のほうとの関わりということですが、基本的には公共施設等マネジメント推進室で策定してございます、公共施設マネジメント計画に基づひて、各所管の事務を扱っているというふうなごさいます。その中で、旧志士庫地区公民館については、ウェルネスプラザの開業に伴ひまして移転したものですから、公共施設としての使い道、または、民間の使い道というふうなごさいます、それで今年度解体というふうなごさいます。

そのほかの施設についても、基本的には計画に基づひて対応するというふうなごさいます。また、計画の策定に当たっては、各所管の部署との意見などもすり合わせを行ひながら計画をつくってございますので、そういった中での計画に基づく対応というのが基本だと考ひてございます。

○櫻井繁行委員

本当に積極的にいい取り組みをしていただひて、ありがたいというふうな思ひてございます。

令和4年度で解体とか、令和5年度からの解体とか、そういった方向だったものをやはりこういった形で地域の方々が、民間活用していただけるということは、本当に、非常にいいことだし、画期的ない事例になると思ひますよね。

ぜひ、ファシリティマネジメントを、もちろん公共施設マネジメント計画もあるでしょうけれども、それに沿ひながらも、やはり、こういった臨機応変な形で対応して払下げするというのは非常にいい効果が出ると思ひますので、今後もしっかり取り組んでいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○久松公生委員長

ほかに、ご質問等はございませんか。

[発言する者なし]

○久松公生委員長

ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 2時17分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時24分]

次に、(4) かすみがうら市環境基本計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市民部長(大久保昌明君)

市民部からは、現在、環境保全課で作成しております、環境基本計画について、説明をさせていただきますと思います。

この計画につきましては、非常に広範囲にわたる内容となっておりますが、環境問題を重く受け止めて、市、それから市民、事業者、さらには市内滞在者、それぞれの立場で基本となる目標の達成に向けました取り組みを示させていただきます。

計画の詳細につきましては、環境保全課、齋藤課長からの説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○環境保全課長(齋藤 明君)

それでは、かすみがうら市環境基本計画についてご説明をさせていただきます。

本計画につきましては、昨年の7月1日より施行されました、かすみがうら市環境基本条例に基づき策定するものでございます。第2四半期からのスタートをした委託事業として、この3月末の完成を予定しております。

計画策定につきましては、昨年の9月末にプロポーザルを実施いたしました。その後、市民へのアンケート調査を12月に実施いたしました。対象数としては2,000通で、内訳といたしまして、5年生が306名、中学2年生が353名、その保護者が659名と一般抽出が589名、事業所、こちらが93か所で、合計2,000通ということになります。アンケートの回収率でございますけれども、回収数が1,007通ありました。ですので、全体としては50%の回収率ということになります。業者さんから言わせてみると、50%というのは、かなり高いほうの回収率ではないかなというようなことを伺っております。

策定に伴いまして、第1回目の環境基本計画策定委員会、こちら委員9名です。そして、環境審議会、こちら13名おりますけれども、12月22日に開催いたしました。策定委員会につきましては、今年の2月1日に2回目の会議を行いまして、2月15日、先週、3回目の会議を開催し、また同日に第2回目となる環境審議会を開催しております。

今後、今月の27日、月曜日から約2週間予定でパブリックコメントを実施するに当たりまして、計画内容の案でございますけれども、概要版にて説明をさせていただきます。

それでは、早速、概要版の1ページになりますけれども、初めに、計画の位置づけと役割についての記載となります。

本計画につきましては、先ほど申し上げました、市の環境基本条例と環境基本法に基づき策定するものでございます。位置づけとしまして、地球温暖化の要因であります、温室効果ガスの排出を削減する対策に加えまして、気候変動の影響による被害の回避、軽減対策に取り組んでいく必要があります、このことから、気候変動適応法に基づき、本計画では、かすみがうら市の気候変動適応計画も併せて策定したいと思っております。

さらには、本市にある、すばらしい環境を守り、生物多様性を保全していくため、生物多様性基本法に基づき、かすみがうら市生物多様性地域戦略を加味した計画としても策定することとしました。市、市民事業者及び滞在者の各主体が一体となって、協働で目標に向かって取り組みを実践し、本市のすばらしい環境を保全していくため、それぞれの役割と環境の保全に関する取り組みを示し、主体的な行動を促進します。

続きまして、計画の対象範囲でございますけれども、こちらは、かすみがうら市環境基本条例に係る環境全般を対象といたしまして、分野構成につきましては、自然環境の保全、生活環境の保全、循環型社会の形成、環境保全活動の推進という4つの分野構成というふうにしたいと思っております。

続きまして、計画の期間でございますけれども、こちらは、令和5年度から令和14年度までの10年間といたします。

続きまして、計画の推進主体ですけれども、こちらは環境基本条例に基づきまして、市、市民、事業者、滞在者といたします。それぞれの役割を認識して日常生活や事業活動を見直し、協働、連携しながら取り組むことを基本といたします。

市の部分につきましては、環境への負荷の少ない事業の実施に努め、2050年のゼロカーボンシティに向けて国・県及び地方公共団体と連携・協力し、市民一体となって達成を目指してまいります。市民に関しましては、日常生活において環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境などに関する施策へ積極的に参加をしますということです。事業者につきましては、事業活動を行うに当たっては公害を防止するとともに、環境の保全などに自ら努め、事業における効果ガス削減と省エネの両輪を意識した方向に努めます。滞在者につきましては、滞在中の環境への負荷の低減や良好な環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境保全に関する施策へ積極的に協力をお願いするというようなことになっております。

続きまして、2ページ、本市の望ましい環境将来像です。

こちらにつきましては、かすみがうら市環境基本条例に掲げた、基本理念の実現に向けた最も基本的な目標を、本市の望ましい環境将来像といたしまして、「きらり輝く湖（みず）と山（みどり）環境と調和し未来へ紡ぐ郷かすみがうら」というようなネーミングにいたしました。本市の豊かな自然環境を守り、これから先の世代へ残していく責任がありますので、一人一人が環境と向き合い、よりよい環境を創造していきたいというふうに考えています。

続きまして、基本目標でございますけれども、こちらにつきましては、4つの対象範囲ごとにそれぞれ目標を設定し、推進していきたいと思っております。1番に、自然環境の保全の分野につきましては「自然と共に歩むまち」というのを基本目標としております。2番目に、生活環境の保全の分野につきましては「環境にやさしく暮らすまち」を基本目標としております。3つ目が、循環型社会の形成の分野につきましては「地球と共生できるまち」を基本目標とし、4つ目の環境保全活動の推進の分野につきましては「一人ひとりが環境と向き合うまち」を基本目標としております。

続きまして、3ページになります。

環境作の体系ですけれども、本市の現況と課題を整理して体系化した分野別基本目標と、これらを達成するための施策の方法及び内容、実現に向けたリーディングプロジェクトを示しております。最初に、先ほど言いました環境基本像がありまして、次に基本目標4つ、自然環境の保全、生活環境の保全、循環型社会の形成、環境保全活動の推進と、基本目標4つございます。次に、基本目標ごとの施策の方向がありまして、続いて施策の内容があり、最後にリーディングプロジェクトの順番というふうになっております。

リーディングプロジェクトにつきましては、やるべきことということで5つの方針を定めました。1番目、「自然との共生へ！きれいなまちづくり」ということで、生物多様性を育み、将来にわたって自然環境の維持と向上を進めますということです。2番目、「よりよい環境へ！CO₂を減らそう」ということで、安心・安全な生活環境の保全を進めます。3番目、「地域循環共生へ！SDGsを進めよう」ということで、地域温暖化対策や4R、気候変動適応策を積極的に進め、カーボンニュートラル社会を実現していきます。4番目、「環境保全推進へ！みんなで行う環境づくり」ということで、環境の保全と創造に積極的に取り組んでいきます。5番目、「気候変動適応へ！まちも人も備えよう」、温室効果ガス排出の緩和と気候変動による影響に備えていきますということです。

続きまして、次のページ、5ページです。

かすみがうら市地域気候変動適応計画ですけれども、近年、全国各地で地球温暖化が要因とされます気候変動の影響、気温の上昇だったり、大雨が降ったり、農産物の品質低下というような気候の変動の影響が現れておりまして、被害の回避・軽減のために取り組んでいく必要があると思っております。

国内では、2018年6月に気候変動適応の法的位置づけを明確にし、関係者が一丸となって一層強力で推進していく気候変動適応法が成立され、同年12月1日に施行されております。気候変動の影響は、地域特性によって大きく異なり、その理由から地域特性を熟知した地方公共団体が主体となり、地域の実状を含んだ施策を計画に基づいて推進することが重要とのことで、本計画策定と併せて、計画の第6章にかすみがうら市地域気候変動適応計画というのを策定することにいたしました。

気候変動適応計画では、国の気候変動影響評価の7つの分野において、現状と将来の気候の影響に基づく今後の影響を計画的に回避・軽減していくことを目的といたします。本計画の策定時点での将来予想される影響に基づきまして、地域特性からより適した対策を進めていくことといたします。

環境基本計画（案）についての説明は以上となります。

なお、今後の予定ですけれども、この素案に対するパブリックコメントを2月27日から3月12日まで実施しまして、その後、意見を反映したものに修正しまして、最終的な確認を3月中旬以降になるかと思われませんが、環境審議会に諮りまして、委員の皆様により意見を頂戴して、3月末になるかと思っておりますが、完成という予定でおります。議員の皆様には、計画完了が年度末になってしまうということなので、完成後に市のホームページ掲載と併せまして、皆様には、配付したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、環境基本計画の完成と併せまして考えております、かすみがうら市ゼロカーボンシティの宣言について、今後の予定もご報告させていただきたいと思っております。

ゼロカーボンシティ宣言につきましては、今年度末を予定しておりましたけれども、環境基本計画の完成が3月末になることから、計画の完成後の宣言が望ましいというふうに考えておりまして、また宣言につきましては、単に定例記者会見などで行うのではなく、何かのイベントと絡めて宣言をしたいというふうに考えております。現在、一つの案として考えておりますのが、環境基本計画が3月末に完成予定ですので、年度当初、来年度当初に行う一番最初の大きなイベントということで、ゴールデンウィークに歩崎で実施予定の、今までは「帆引き船フェスタ」と言っていたのが恐らく「かすみがうらフェスタ」という名前になるかと思っておりますけれども、そういうものを観光課のほうで計画をしているということなので、そちらの会場にて、市長が宣言する予定で検討しておりますので、そちらのほう、ご報告をさせていただきたいと思っております。県内の市町村の状況ですけれども、環境省の取りまとめでは、令和4年12月28日時点では、茨城県内44市町村のうち34の市町村がゼロカーボンシティの宣言を行っております。

以上、簡単でございますけれども、環境基本計画（案）についてのご説明とさせていただきます。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

環境目標の一番最後の6ページには絵が4つ描いてあるけれども、基本的な目標の数値目標というのは出てこないのですか。

○環境保全課長（齋藤 明君）

数値目標は、本章のほうにはリーディングプロジェクトの第5章のほうに環境指標ということで目標が現状、中間目標、計画目標ということで載せてございます。今見られているところが数値目標的な部分でございまして、環境指標というところです。黄色く色がついているかと思えますけれども、こちらのほう、この前の環境審議会及び策定委員会のほうで、文言のほうの修正がございまして、修正を今からかけるようなところが黄色く色が染まっています。

○設楽健夫副委員長

環境指標の中で、このかすみがうら市に関わる、特に重要視する環境指標については、例えば、泳げる霞ヶ浦の水質浄化の目標だとか、そういうものがあつたりしますけれども、そういう全体的な霞ヶ浦だとか、そういうところの地域目標の数値とか、そういうのが入っていないと思うのですが、いかがですか。

○環境保全課長（齋藤 明君）

リーディングプロジェクトの部分、先ほど申し上げました5章、5つの分野に分かれております。水質関係で申し上げますと、施策の内容で言うと、2番目に生活環境の保全というようなことになるのかなと思います。

具体的に4章のほうに施策の内容ということで、基本目標で言うと2番目の生活環境の保全というようなことになるかというふうに思うんですけども、数値目標、泳げる霞ヶ浦、そこまでの部分については、どうしても環境審議会が絡んでいることなので、そちらの委員さんのほうの意見も併せて最終的には確認はしたいと思えますけれども、もしその目標的な部分がほかのところと同じようなのであれば、打診はしたいなというふうには思います。

○設楽健夫副委員長

これは基本的に10か年計画ね。10か年計画だと、この環境基本について、環境推進委員会、あるいは地球温暖化の推進委員会とか、いろいろつくってあるよね。その基本的なマネジメントシステムが回転していないような気がする。

もっと具体的に言うと、土浦はEMSを取っていますよね。環境ISOを取っている。だから、毎年いわゆる地球温暖化含めて環境の基本的な目標が設定されるんです。秋には、その成果の検証されて、市長名で次の年のそれが遅れている、進んでいるという問題を含めて方針が出されるんですね。それがずっと続いている。それは具体的に数値目標だとか、そういうものも含めて、重点的なところを取り上げているんでしょうけれどもね。

何でこんな質問したのかというと、いわゆる数値目標だとかそういうものが出ていると、年次計画だとかそういうものは必ず出てきますから、そこでマネジメントシステムが回転していくはずなんですね。もうそろそろ、かすみがうら市もそういうシステムが回り始めてもいいんじゃないかなというふうには思っているんですけども、いかがですか。

○環境保全課長（齋藤 明君）

今委員おっしゃられたEMSに関しては、認証制度ISO14000のことだと思うんですけども、土浦市、確かに土浦市役所かな、市が1つの事業所としての取組ということでISOを取ったと思われま。土浦市につきましては、それを取るまで5年間ほど、計画立ててから5年間ぐらいの年月がかかっているはずだと思います。目指すか目指さないかは別にしても、なかなかそこまでは、今すぐには難しいかというふうには考えています。

進行管理につきましては、当然10年間の長いスパンでの計画になりますけれども、その途中の目標中間となる5年目あたりに点検を行って、その後の計画目標に向けて見直しを行いたいとは考えております。というのは、どうしても基本計画は、あくまでも大きなくりの計画なので、今後これができて、これから今度実際にやろうかといったときには、それぞれの部署で恐らく会議をやっていただくようなことになると思いますので、最初にまず計画立て、予算取って実施となると、どうしても、早くても数年はかかるかというふうに、うちのほうでは考えておまして、できれば、今回基本計画にありました中間目標のときに合わせて、見直しも含めて審議会さんのほうには意見を出して、そこで1回立ち止まろうかというふうには考えております。

○設楽健夫副委員長

今、10年計画の中で、その真ん中で審議会にかけて、目標設定に対してどこができて、それ以降どういうふうな方針を出して、マネジメントシステムを動かしていくのかという話がありましたけれども、それならそれで、そういう目標をしっかりと出して、そのどこら辺かな、5年間の中に至る経過の中でも、集計すべきものはやはり集計して、EMSを取るか取らないかというのは、これはまた別の問題ですから、基本的なマネジメントシステムは、やはり大枠は5年に1回、そして毎年の中でも実施関係についてはそのデータをチェックしていきながら修正加えるべきは修正加えていくということをやったりこの実施計画、その中には少しもうそろそろ整理してもいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○環境保全課長（齋藤 明君）

こちら点検評価の部分につきまして、今ご意見いただきましたけれども、毎年毎年、当然、環境保全課、うちのほうが主体となって関係部署のほうにいろいろ指導をしたりとか、進捗状況などというのは当然それはやっていかななくてはいけない、何らかの形ではやっていく。ただ、環境審議会を交えての意見をもらうというのは、毎年ではなくて、5年の中間の時にやりたいなというふうには考えております。

うちのほうでどういうふうなやり方で、進捗状況含め、今から考えてみたいというふうには思います。

○櫻井繁行委員

基本計画、この概要版を見せていただいて、1点疑問に思ったのが、滞在者というのが推進の主体に1つ入っているじゃないですか、文言として。滞在者というのは、どういった部類の人たちのことを指すのでしょうか。教えていただけますか。

○環境保全課長（齋藤 明君）

滞在者というのは、要は観光で来ている、かすみがうら市に立ち寄っている人だとか、そういう人たちのことを滞在者というような言い方をして、例えば、歩崎で何かのイベントがあったときに、そこに遊びに来てくれる、それも一つの滞在者だということになります。

○櫻井繁行委員

私もそうかと思って、あえて聞かせてもらったのは、それ何でかということ、結局、交流人口のことでいいですか、滞在者ということ。かすみがうら市に市外から来てとどまってくれるとか、宿泊なり1日

とどまって観光していただく。では、そういう人たちにこの環境基本計画の何をお伝えしていくのかなということだと思えますよ。

概要書、1 ページ目のこの推進の主体、もちろん市が主体、我々市民が主体、ここで商いをしている事業者が主体というのは分かる中で、滞在者、交流人口として、この市に立ち寄ってくれた方々に対してまで、この環境基本計画の中でしっかりうたって環境問題を考えていただくという方向性を示すということは、極端なことを言えば、果樹観光、梨狩りに来てくれた方々にも、何らかの発信をしていかななくてはならないと思えますよね、やはりこう、うたっている以上は。でないと、やはり絵に描いた餅になってしまいますので、そういったところも考えていただければと思うのですが、担当部局としてのお考えをお伺いしたいんですが、いかがですか。

○環境保全課長（齋藤 明君）

今おっしゃった、その滞在者の関係ですけれども、条例のほうでも、去年の6月に、そういうふうなことで目標を決めていきたいと思いますということに伴っての問いかけなんですけれども、滞在者に対する周知的な部分につきましては、特に観光客の方に直接パンフレットを配るとかということではなくて、市としての姿勢として、そういうふうにやっていきたいと思いますということで、周知の方法としては滞在者に関しては、もうホームページぐらいしかないのかなというふうには、実際のところは思っていますけれども、あとは何か看板を立てるだとかという、大きな看板を立てるとかというふうになってしまいますと、なかなか難しいのかなというふうに思います。滞在者にそこまで、そこにやめるよ、こうしろよというのはなかなか言えないと思いますので、環境基本計画という大きなくくりの中での滞在者ということで、取り組んでいってほしいということで加えさせていただいたということです。

○櫻井繁行委員

課長のおっしゃるとおりだと思えますよね。これは、結構難しいですよね。そういった中で、この1 ページ目で滞在者まで入れることが果たしていいことなのかということも含めて、それこそ、だったら、まずは市民と市と事業者が三位一体となって、連携をして協働をして環境問題を考えていこうということでもいいと思えますよね。なかなか苦しい答弁にもなっているし、やはり抽象的な考え方に陥っているところもあると思うので、その辺は環境審議会を通して一度よく考えていただいて、より有意義な基本計画にしていきたいというふうに思えます。

今の課長の答弁聞いていても、何か抽象的になっているし、そういったところがあったので、これは私からの意見になってしまうかもしれませんが、いかがでしょうか。

○久松公生委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時56分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時01分]

○環境保全課長（齋藤 明君）

滞在者ですけれども、滞在者につきましては、当然、不法投棄などもされない環境づくりということで、滞在者の人たちの意見というの、当然、環境に関しては十分にプラスになるというようなことも考えられますので、そういったことを行いながら取り組むということでやっていきたいと思えます。

○櫻井繁行委員

はい、分かりました。

最後は要望になりますけれども、やはり、せっかくこの基本計画つくって、10年間の上位法になるわけですから、5年間中間見直し、もちろん必要だと思いますけれども、単年度ごとに、少し範囲が広く

で大変ですけれども、KPI含めてPDCAサイクルをしっかりと回して、そのチェック機能を環境保全課の皆さんとして、しっかりと担っていただいて、よりいいものに、その5年後、策定してから5年後に中間計画よりいいものになるように、やっぱり単年度単年度でもしっかりと管理をしていただきたいというふうに思います。これ要望ですが、いかがでしょう。

○環境保全課長（齋藤 明君）

今伺いましたご意見、貴重なものとして受け止め、これからの環境基本計画つくっていききたいというふうに考えております。

○設楽健夫副委員長

重なりますけれども、特に湖岸、堤防のテラス、先ほど言ったサイクリングの方々の落とし物と言っ
てはあれなんですけれども、捨てていくね。そういうもので、やはり、今までは漁師の方も、相当、清
掃活動やっているんです。ただ、漁師の方々が激減していますから、今高齢化含めて。ですから、きれ
いなまちづくりという意味では、先ほどもありましたけれども、この滞在者という中に入るのかなか
分かりませんが、そういうことは強く呼びかけて、能動的に呼びかけていって構わないのかなと
いうふうには、これも要望ですけれども、思います。

○環境保全課長（齋藤 明君）

貴重なご意見ありがとうございます。

そちらのほうも関連して、考えていきたいとします。

○久松公生委員長

ほかに、ご質問等はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時04分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時05分]

次に、（５）かすみがうら市地域福祉計画（第４期）（案）を議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

かすみがうら市地域福祉計画（第４期）につきましては、地域社会におけます高齢者、障害者、児童
の福祉及びその他の福祉分野におけます、共通事項を記載する上位計画として位置づけられております。

令和５年度から５年間の第４期計画の概要につきましては、社会福祉課の金子課長よりご説明いたし
ます。

○社会福祉課長（金子俊文君）

それでは、かすみがうら市地域福祉計画（第４期）についてご説明させていただきます。

タブレットのほうに計画書と概要説明書をご用意させていただきました。本日は概要説明書のほうで
ご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

資料の１ページをお願いいたします。

大きな１番でございます。計画の性格と位置づけでございます。

(1) 計画の位置づけでございますが、地域福祉計画は、社会福祉法107条の規定に基づく法定計画でありまして、市の総合計画の部門別計画としての性格を有し、高齢者、障害者、子どもなど、福祉に関連する分野別計画の上位計画として、市の総合的な地域福祉を推進するものでございます。

下の図になりますが、地域福祉計画と地域活動計画の関係でございますが、地域福祉を進める上で市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画でございます。それを実現、実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動の在り方を定める計画が地域活動計画となります。現在、そういったことで社会福祉協議会と共同で計画策定のほうを進めているところでございます。

続いて、2ページをお願いいたします。

(2) 計画に盛り込む施策でございます。今回、第4期の計画に新たなものといたしまして、生活困窮者自立支援法の施行によりまして、生活困窮者自立支援方策を盛り込みいたします。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行によりまして、成年後見制度の利用促進に関する内容を今回盛り込みいたします。さらには、令和2年6月に成立、改正されました社会福祉法によりまして、重層的支援体制整備事業が新たに設けられたものでございます。本計画におきましても、介護、高齢者、障害者、子ども・子育て支援、生活困窮者支援、健康増進などの分野の枠組みにとらわれず、分野的、横断的な相談体制の整備や連携、協働で取り込む政策を検討してまいりたいと考えてございます。

続いて、2番、計画の期間でございますが、令和5年度から令和9年度までの5年間でございます。

続いて、3番、計画の策定・推進でございます。計画策定に当たりましては、アンケートや意見聴取等により地域の状況を把握するとともに、パブリックコメントの機会を設け、意見聴取を行いながら策定してございます。

また、かすみがうら市地域福祉計画（第4期）策定委員会を設置しまして協議をしているところでございます。こちらの策定につきましては、社会福祉施設等の代表者等で構成されまして、16名でございます。

下のアンケートの実施要領でございますが、18歳以上の住民の中から無作為に選んだ2,000人に対し、令和4年5月25日から6月8日まで実施をしてございます。回答率につきましては37.5%でございます。調査の項目といたしまして、地域のこと、また地域の関わりについて、福祉活動・ボランティア活動について、社会福祉協議会活動について、暮らしのこと・災害時について、福祉サービス等についてでございます。このアンケート結果につきましては、計画書のほうに結果を掲載してございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

4番、福祉を取り巻く市の現状ということで、①、住民基本台帳を基にしまして、人口・世帯等ついて説明を掲載してございます。続いて、②番で要介護・要介護認定者ということで、介護長寿課の介護保険事業状況報告を基に説明、記載してございます。

4ページをお願いいたします。

③で、平成29年度から令和3年度までの障害者手帳交付状況を記載、説明してございます。④が医療福祉受給者数ということで、平成29年度から令和3年度までの受給者数を記載してございます。⑤が生活困窮者の状況というようなことで、生活保護世帯数と人数の推移を説明してございます。

続いて、5ページになります。

基本理念・基本目標でございます。基本理念でございますが、市民がお互いに個性や多様性を認め合い、地域共生社会の実現を目指しまして、「互いを思いやり安心して住み続けられる共生のまちづくり」ということを基本理念としてございます。(2) 基本目標でございますが、基本目標1につきましては

「地域を想う人と支えあうつながりづくり」、基本目標2が「包括的な支援体制づくり」、基本目標3としまして「安全・安心に暮らせる環境づくり」の3つの目標を掲げてございます。

6ページをお願いいたします。

6番、計画の体系・主な取り組みでございます。こちらは左側の基本理念に基づきまして、3つの基本目標に対し、基本目標1につきましては(1)から(4)の4つの具体的な取り組み、基本目標2につきましては(1)から(5)の取り組み、基本目標3につきましては(1)から(3)の3つの具体的な取り組みを掲げたものでございます。

続いて、7ページから9ページがこの取り組み方法をより細かく所管課ごとに内容を記載したものでございます。

簡単でございますが、説明については以上でございます。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

一番最初の、地域福祉計画の一番の基礎単位というのは今どこに置いているんですか。

○社会福祉課長(金子俊文君)

基礎単位は市全体ということになってございますが、策定委員会の中でも設楽委員のほうから基礎単位が統一されていないというようなことでご質問いただきまして、今回の計画で、なるべく地区社協主体で、千代田地区が全体に地区社協がございまして、霞ヶ浦地区には現状地区社協がございませんので、それらを社会福祉協議会と共有しながら、基礎単位の組織を細かく協議して、できれば小学校単位で計画策定できるような形で社協と進めているところでございます。

○設楽健夫副委員長

この地域福祉づくり、独り暮らしの人の対策とかも含めて、きめ細かな対策がどうしてもやはり求められている。今までは霞ヶ浦地区、地区公民館があった。公民館が大きな行事だとかそういうところでは、スポーツ大会とかいろんなことやってきましたよね。そういう公民館活動の大きな、それも分館制度で各集落と結びついていましたから、そういう活動がやっぱり結構活発に行われていた。

今、少子高齢化じゃないですけども、それが活動が高齢化で、どうしてもやはり鈍ってきて、逆に増えているのが、やはり独り暮らしだとか、母子家庭だとか含めて、ヤングケアラー含めて、そういうことの細かな対応をしていく地域の福祉活動が非常に何か丁寧な展開が求められている、そういう時代の変化があると思うんですよ。

そこで今言ったように、千代田地区は各小学校単位で地区社協があって、各訪問、独り暮らしの状況把握だとか、そういうものをされている話はよく聞きます。聞きますけれども、細かなところまでは踏み込んで、私は分かりませんがね。霞ヶ浦地区でも、今、下大津と牛渡ができて、どうもこの前集まりがあって、志士庫地区もつくっていくということが話し合われたみたいですから、そういう意味では、そういう流れの中で地域の見守りとかそういうものが少しずつ、これは集落と民生委員と、あとボランティアの人とで進めていくんでしょうけれども、そういう意味では、その基礎単位の点についてやっぱり積極的に、もう少しですから霞ヶ浦地区も。そうすると、全体の小学校区単位の地区社協の活動がやっぱり進んでいくし、牛渡も下大津の人たちももう1つ、2つあれば、もっと活動のほうも工夫もできるし、いろんなことができるという話も聞いておりますし、その辺の基礎単位の記述のところについては、目標をしっかりと定めて、昔はそういう目標がきちんと、何年か前か私は忘れましたがけれども、

記載されていたこともありますけれども、霞ヶ浦地区もう少しですから、ぜひその辺を力を入れていただきたいと思います。志士庫もつくと決めたみたいですから、いかがですか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

ご指摘いただいた内容につきまして、実行部隊といいますか、社会福祉協議会が地区社協等の担当をしていくような形になると思いますので、社会福祉協議会と十分協議をして、細かい対応ができるようにしていきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

この地域福祉計画は本当にいいものができているなというふうに感じました、第4期ということで。そういった中で、設楽委員も触れていましたけれども、ヤングケアラーの問題ですよね。今、厚生労働省が積極的にヤングケアラーの支援策取り組んで、茨城も条例できましたよね、昨年12月に。そういった中で、やはりちょうど福祉計画、これは子ども家庭課だったりとか、社協が入ったりとか、もちろん社会福祉課だけの管轄じゃないのかもしれないけれども、基本的にはやはり要支援とか要介護認定されている世帯であったりとか、生活保護、そういった生活困窮世帯の方が、何となく世の中の流れを見ると、そういった家庭の子どもがなり得る可能性が多いかという気がしていて、やはり危険なのは、本当に遊ぶ時間だったり、勉強する時間を割いてまでも家族の世話をしている、それが当たり前のことというか、ヤングケアラーになっているということも気づいていない子どもたちがいるということが、やはりすごい大変なことだと思うので、子どもは子どもらしく暮らせる世の中を推進していくというところで、今後課題なのかもしれないけれども、それがこの地域福祉計画に入るかどうかというところも含めて、いろんな総合的な、課をまたいだ連携が必要になってくる問題だと思うんですけども、やはり、かすみがうら市で正直把握もまだできていない状況にあって、遅れているところがあると思うんですよね。だから、そういったところ、子どもたちの笑顔のためにも、少し積極的に取り組んでいただければありがたいなというふうに思ったんですけども、いかがでしょうか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

櫻井委員おっしゃるように、ヤングケアラー支援ということで、社会福祉課だけでできるものでもないと思います。今回、先ほどもご説明しましたが、重層的支援体制整備事業ということで、子ども、介護、健康づくり、社会福祉等、縦割りではなくて重層的支援ということで、どこに行っても相談体制が取れるというようなものも計画の中に入っておりますので、相談体制を市町村が柔軟に整備しようということでございます。策定委員会のほうでもご意見いただきまして、縦割りするのは計画だけではなくて、子どもから年寄りまで、切れ目のない相談ができるような体制を役所としても考えていただきたいというようなご意見も出ましたので、今後引き続き各課横断的に検討してまいりたいと考えております。

○久松公生委員長

ほかに、ご質問等はございませんか。

[発言する者なし]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで説明員の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時24分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時25分]

次に、（6）出産・子育て応援給付金についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

（６）の出産・子育て応援給付金でございます。

昨年暮れに、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産・子育てできるような環境整備を目的としました、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業の実施につきまして、国のほうから公表をされております。本市におきましても、事業実施に当たり、経済的支援としての出産・子育て応援給付金の事業内容につきまして、健康づくり増進課、田中課長からご説明をいたします。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

それでは、資料に基づいてご説明いたします。

１番、事業の内容についてです。妊娠届出時より、妊婦や特にゼロ歳から２歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産育児等の見通しを立てるための面談や継続的情報発信等を行うことを通じて、必要な支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体的として実施する事業であります。妊娠から出産、その後のサポートという人的支援と給付金という形での経済的支援を行うものです。

続きまして、２番、対象者について。

令和４年４月１日以降に妊娠届出をした妊婦及び出生した児童。

３番、給付について。

出産応援給付金としまして、妊婦１人につき５万円、子育て応援給付金としまして、出生した児童１人につき５万円、双子の場合は１０万円となります。令和５年２月下旬に対象者に申請書類を送付予定でありまして、給付の開始は令和５年３月１日以降を予定してございます。この３月１日以降の取り扱いですが、事業内容にもありますとおり、妊娠・出産に寄り添ったサポートを行うため、面談をして市子育て世帯包括支援センターとの接点を持った上での給付を基本といたします。

妊婦者に対しては、妊娠届を出して母子手帳を発行する際に面談を行いまして、その時点で申請してもらい５万円を給付します。出産者に対しては、出産後の乳幼児全員に訪問を実施しておりまして、その際に申請していただき、児童１人につき５万円を給付いたします。

３番、予算措置についてです。

（１）予算規模は１３５５万１０００円。（２）内訳でございます。通信運搬費５万１０００円、補助金としまして出産応援給付金６７５万円、同じく補助金としまして子育て応援給付金６７５万円でございます。（３）財源ですが、こちら国の補助金が３分の２、県の補助金が６分の１となっておりまして、残り６分の１が市の負担となっております。（４）補正時期ですが、令和５年２月１５日に専決処分をいたしました。その後、３月の定例会において承認を求めるものです。専決処分とした理由としまして、国からの正式な交付要綱が市に示されたものが令和５年２月６日でありましたので、２月７日の臨時議会には間に合わず、また３月１日から給付を開始するに当たりまして、３月の定例会の提出では時間的猶予がなかったためでございます。

説明は以上です。

○久松公生委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

資料として、今ここに出産応援給付金5万円とか、5万円、書類発送とかありますよね。これの、土浦市とか石岡市、つくば市、近くてもいいんですけども、近隣市町村、5市町村ぐらいでも結構です。それがどういうふうになっているのかという、資料を整理してもらいたいなというふうに思っているんです。

かすみがうら市の1号保育とか2号保育、3号保育を見ると、確かに無料にはなっているんだけど、その他の出費がどういうふうになっているのかという比較が分からないんです。いいのか悪いのかという判断をしたために、その辺含めて、5市町村ぐらいで結構ですから、たくさんというのは大変なんでしょうけれども、その比較表を出してもらいたいと思うのですが、いただけますか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

それは、この出産応援給付金や子育て応援給付金の給付の状況という資料でよろしいですか。

○設楽健夫副委員長

結構です。

それと、今、国の中でもいろんな議論が起きていますけれども、一出産にかかる費用というのは、新聞などを見ると50万円と書いてあるんですけども、それに対する給付金が出産応援給付金、妊婦1人につき5万円というのは、それに対応する支援金なんですか。それとはまた別個になっているんですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

こちらのほうは、出産につきましては、保険者のほうから50万円別に出るものでございます。それに上乗せという形で子育ての経済的な支援を行うということで、5万円を上乗せして支給するものでございます。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

補足させていただきますが、設楽委員が今おっしゃった50万円というのは、おそらく出産のときの費用ではないかと思えます。そちらのほうは、保険適用の部分で、国保年金課のほうで、今回50万円に上げて予算を計上していくかと思えます。あくまでも、こちらは出産後の子育てに対します費用の一部の負担という形になりますので、その辺をご了承いただきたいと思います。

○設楽健夫副委員長

その辺も説明書きじゃないですけども、分かるようにしてもらおうと助かります。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

では、その部分も盛り込みまして資料を作成いたします。

○久松公生委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時33分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時38分]

ほかに、質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等もいようですので、本件を終結いたします。

これで、執行部の方には、退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時39分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時41分]

以上で、本日の日程事項は、全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

○櫻井繁行委員

前回の委員会でお話しさせていただいたんですけれども、文教厚生委員会で、ぜひ視察研修、5月8日には2類から5類に引き下がって、やはり活動も になるでしょうし、3月の定例会、3月24日で終わりますよね。6月の定例会また始まるその間、ですから5月8日以降で、定例会までの間あたりで、どこかの有意義な視察研修を1泊2日で、できればいいなというふうに思いますので、そうすると、もう2か月ちょっとですから、受入先のこともあると思うので、ぜひ委員長、副委員長、また柏崎さんにもご協力いただいて、実施できればと思うのですが、いかがでしょうか。

○久松公生委員長

視察目的は、どのような事項があるでしょうか。

○櫻井繁行委員

ある程度お任せしますけれども、例えば、ヤングケアラー支援の問題なども、かすみがうら市は遅れているので、しっかり取り組んでいる自治体などがあれば、あとは2日間ありますので。基本的にはお任せします。文教厚生委員会の所管のところであればしっかり勉強したいと思います。お願いします。

○久松公生委員長

分かりました。副委員長と検討したいと思います。

ほかに何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ないようですので、以上で、文教厚生委員会を散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時44分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 久 松 公 生